



2022年2月24日

各位

会社名 株式会社メニコン
代表者名 代表執行役社長 田中 英成
(コード番号：7780 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役 経営統括本部長 渡邊 基成
(TEL. 052-935-1646)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、過去に当社執行役及び当社従業員に対し株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の内容に関し、本日開催の取締役会において、本募集新株予約権の行使条件を一部変更する決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更する理由

当社は、当社執行役又は当社従業員に対して付与した新株予約権の行使条件について、当社執行役、当社取締役、当社従業員又は当社子会社取締役のいずれの地位をも喪失した日から一定の期間内での行使を条件としておりました。しかし、当社執行役又は当社従業員が、退任又は退職後に当社子会社従業員となる等、現行の行使条件に記載のない役職変更も想定されるところ、株式報酬型ストック・オプションの導入の目的に照らせば、当社子会社従業員等の地位をも喪失した日から一定期間内での行使を条件とすることが適当であるため、行使条件の一部を変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

(1) 第8回新株予約権

・新株予約権発行の取締役会決議日 2019年6月27日

(2) 第11回新株予約権

・新株予約権発行の取締役会決議日 2020年6月24日

(3) 第15回新株予約権

・新株予約権発行の取締役会決議日 2021年6月24日

3. 変更の内容

第8回新株予約権、第11回新株予約権、第15回新株予約権に係る、新株予約権発行の取締役会決議からの変更内容は以下のとおりです（変更箇所には下線を付しています）。

(1) 第8回新株予約権及び第11回新株予約権

変更前	変更後
<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>及び当社子会社取締役</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>及び当社子会社取締役</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>③新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>④1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。</p>	<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日 から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>③新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>④1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。</p>

(2)第 15 回新株予約権

変更前	変更後
<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員及び当社子会社取締役</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員及び当社子会社取締役</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1 年が経過した日から 30 日（30 日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>③新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>④ 1 個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。</p>	<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、<u>当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員</u>のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1 年が経過した日 から 30 日（30 日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>③新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>④ 1 個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。</p>

以上